



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 決算対策 (決算日以後の対策を中心に)

今回は決算日以後でも実施可能な決算対策を中心に紹介します。

1. 固定資産台帳の見直し

資産科目の機械装置、器具備品、車両運搬具、ソフトウェアなどいわゆる固定資産の中には、既に会社に存在していないのに、除却処理されずに、そのまま貸借対照表に計上された資産がないかを確認します。

『機械等を買って替えた際の処理忘れ』、『中小企業の場合には、固定資産台帳の作成は会計事務所へ依頼していることが多いために会計事務所への伝達を忘れてしまった』、『そもそも固定資産台帳は、会計事務所まかせで会社では確認していない』などの理由により意外と多く見かけられます。

また、除却処理が漏れている場合には、償却資産税も余分に支払っている可能性もあります。

決算前には「固定資産台帳」の見直しを実施します。

2. 売掛金台帳の見直し

固定資産の場合と同様に、売掛金や未収入金について売掛金台帳の確認も実施します。

売掛金台帳の中で、前期以前からずっと回収ができないでそのままになっている相手先等について、貸倒処理ができないかを検討します。

次の場合には、法人税法上貸倒損失の計上が可能ですので、該当する相手先等がないかの確認を行います。

(1) 金銭債権が切り捨てられた場合

- ① 会社更生法等の法律の規定により切り捨てられる金額
- ② 法令の規定によらない債権者集会の協議等により切り捨てられる金額。
- ③ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額

(2) 金銭債権の全額が回収不能となった場合

(3) 一定期間取引停止後弁済がない場合等

3. 評価損計上の検討

棚卸資産、有価証券、固定資産については一定の要件に該当する場合には、それぞれの資産の帳簿価額を減額し評価損として損失の計上が認められています。

例えば、棚卸資産の場合は、

- (1) 災害による著しい損傷
- (2) 著しい陳腐化
- (3) 上記に準ずる特別な事実

の事実が生じているときには、評価損の計上が認め

られます。同様に有価証券、固定資産についても一定の要件を充たす場合には、認められます。

評価損計上の際の注意点は、決められた一定の要件を充足するとともに、後日の税務調査の際には、調査の論点と成り易い事項ですので、釈明資料の整備があげられます。

4. 未払費用の計上、締後給与の計上

会社の費用が増えるとその分利益は減少します。会社の費用については支払いが済んでいなくても債務が確定していれば未払として費用計上が可能です。

未払費用のなかで一般的に金額が大きいものは、社会保険料、固定資産税、締後給与があげられます。

(1) 社会保険料

社会保険料は、3月末に支払う社会保険料は通常2月分です。つまり、3月分の社会保険料は未払となるので、1ヶ月分の社会保険料は未払計上が可能です。

(2) 固定資産税

固定資産税については賦課決定のあった日として「納税通知書が届いた日」(通常4月)となっています。

分納している場合には、会社の決算時期によっては未払計上が可能です。

(3) 締後給与

給料の計算期間が、当月21日～翌月20日の場合で支払日が25日となっている場合には21日から月末までの給料はいわゆる締め日後の給料として費用計上が可能です。ただし、役員給与分は、計上することはできません。

5. 各種引当金の計上

法人税法上、損金算入が認められている引当金は、貸倒引当金と返品調整引当金のみとなっていますが、これらについても、計上が出来ないかを検討します。

6. 各種特別控除の検討

中小企業がしばしば適用を受ける中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別控除の制度等をはじめとする各種特別償却及び特別控除について適用できるものがないかを検討します。

7. おわりに

決算日以降であっても、今回紹介した項目の実施により費用の追加計上等が可能となります。

また、今回紹介したものは、全く現金の支出がないものばかりです。会社で実施するだけで節税となりますので、是非検討するようにしてください。

(担当：山田 稔幸)